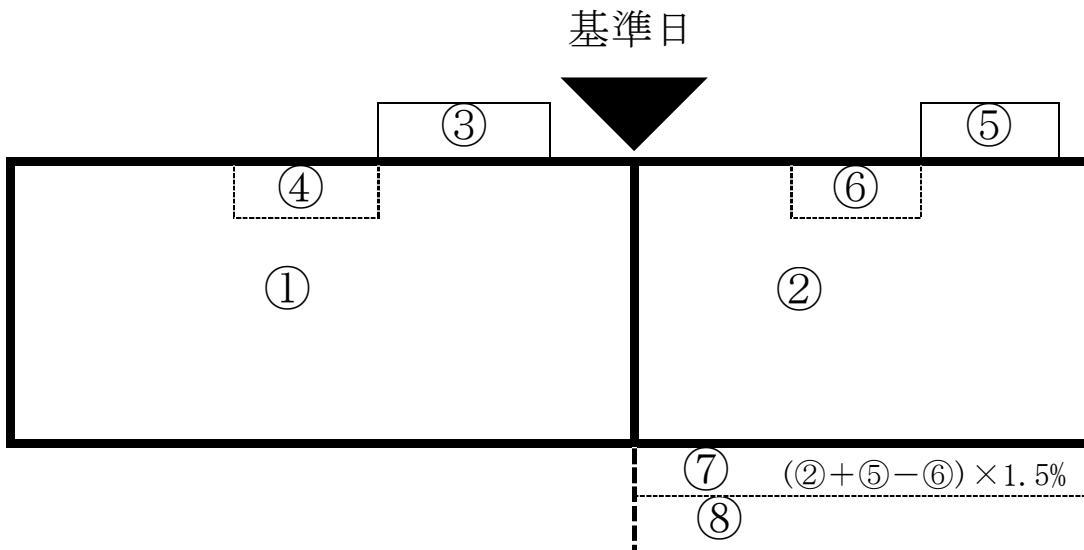


スライド変更の説明図



1 イメージ図番号の説明

- ・太枠(①+②)は当初請負代金額を示す。
- ① 基準日の当初請負代金額の出来高分
- ② 基準日の当初請負代金額の残工事分
- ③ 出来高に加算すべき変更分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ④ 出来高から減ずべき変更分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑤ 残工事に予想される増額分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑥ 残工事に予想される減額分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑦ 残工事 $(② + ⑤ - ⑥) \times 1.5\%$ 相当額
- ⑧ スライドに伴う請負代金額の増額分
- ⑦+⑧ 残工事 $(② + ⑤ - ⑥)$ の賃金・物価変動に伴う増額分(受注者が負担する額を含む。)

2 スライド変更の手順

- (1) 変更増(③と⑤)及び変更減(④と⑥)を加味した設計変更を行う。
- (2) 残工事費 $(② + ⑤ - ⑥)$ の賃金・物価の変動前の金額を算出する。
- (3) 残工事費 $(② + ⑤ - ⑥)$ の賃金・物価の変動後の金額を算出する。
- ※ (1)～(2)の額を算出する場合の共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理费率(以下「諸経费率」)は、起工時の率(基準日以前に契約変更を実施している場合は、直前の変更契約における率)とし、(3)の額を算出する場合の諸経费率は、基準日時点を使う。ただし、率式は起工時の算定式を用いる。
- (4) 上記(2)と上記(3)の差額(⑦+⑧)を算出する。
- (5) 差額(⑦+⑧)から残工事費 $(② + ⑤ - ⑥)$ の1.5%に相当する金額⑦を控除し、スライドに伴う請負代金額の増額⑧を算出する。
- (6) ⑧が0円又はマイナス金額の場合、スライドに伴う請負代金額の増額を行わない。